

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

住 所 鶴岡市泉町4番20号
鶴岡市
氏 名 鶴岡市長 皆川 治

鶴岡市立荘内病院の地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号
氏名	鶴岡市長 皆川 治

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

鶴岡市立荘内病院

3 所在の場所

〒997-8515 鶴岡市泉町4番20号 電話 (0235) 26-5111

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	床	床	床	521床	521床

5 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 救急蘇生装置、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置、酸素濃度測定装置、超音波診断装置、心電図モニター装置、除細動器、ペースメーカー、血液ガス分析装置、体温管理装置 病床数 23床 ICU
化学検査室	(主な設備) 汎用多項目自動分析機 2台
細菌検査室	(主な設備) 同定・薬剤感受性パネル自動測定装置 1台 自動血液培養装置 2台
病理検査室	(主な設備) 密閉式自動固定包埋装置、クリオスタット、自動染色装置
病理解剖室	(主な設備) 電動上下式解剖台(排気型)、高圧蒸気滅菌器
研究室	(主な設備) デスクトップパソコン、プリンター、高精細モニター
講義室	室数 1室 収容定員 160人 ビデオプロジェクター 1台
図書室	室数 1室 蔵書数 14,038冊(雑誌・DVD等含まず)
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 31.44 m ²

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式例第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されている
ことを証する書類及び救急医療の提供実績

1. 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介割合（％）		74.0％	算定 期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介割合（％）		114.5％		
算出 根拠	A：紹介患者の数			6,520人
	B：初診患者の数			8,815人
	C：逆紹介患者の数			(10,095)人

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況 (別紙のとおり)

No.	職種	氏 名	勤務の態様		勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従		
		別紙のとおり	常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		
			常勤 非常勤	専従 非専従		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	23床
専用病床	床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要（主な設備）	24時間使用の可否
救急センター	450.35 m ²	全自動血液ガス分析装置、心電計除細動器、酸素流量計、人工呼吸器、超音波診断装置、自動血圧計、患者監視装置	可
放射線画像センター	1609.27 m ²	マルチスライスCT、MRI、血管造影撮影装置 デジタルエックス線一般撮影装置	可
内視鏡センター	212.12 m ²	消化管上部・下部電子内視鏡システム、気管支電子内視鏡システム	可
中央検査室	676.42 m ²	全自動血球分類装置、生化学全自動汎用分析装置、全自動凝固機能測定装置、免疫自動分析装置、全自動血液型不規則抗体検査装置	可
細菌検査室	46.6m ²	同定・薬剤感受性パネル自動測定装置、自動血液培養装置、遺伝子増幅・測定装置、孵卵器、オートクレーブ、安全キャビネット	可
集中治療センター	434.04 m ²	救急蘇生装置、心電計、呼吸循環監視装置、人工呼吸装置 超音波診断装置、心電図モニター装置 除細動器、ペースメーカー・血液ガス分析装置、体温管理装置、自家発電装置・無停電装置（機械室に設置）	可

4 備考

救急告示病院（令和6年7月1日～9年6月30日 告示）

（注）特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。
既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	4,111人 (2,325人)
上記以外の救急患者の数	9,700人 (2,490人)
合計	13,811人 (4,820人)

（注）それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

1 共同利用の実績

上記の医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関延べ数件

・施設共同利用医療機関延べ数	0件
・機器共同利用医療機関延べ数	258件

2 共同利用の範囲等

- ### 3 共同利用の体制

イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名： XXXXXXXXXX
職 種： XXXXXXXXXX

4 登録医療機関の名簿

注 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	10床
--------------	-----

鶴岡市立荘内病院地域医療従事者共同利用制度運営要領

第1 総則

1 目的

この要領は、鶴岡市立荘内病院（以下「荘内病院」という。）が地域等の医療機関（鶴岡市、三川町及び荘内病院と医療連携を行っている周辺地域の医療機関をいう。）の医療従事者に診療・研修の機会を提供するために施設及び機器を開放し、それらの共同利用（以下「共同利用制度」という。）をとoshi、地域等の医療機関との更なる連携のもとに住民に良質な医療の提供と上記の医療従事者相互の医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度は次の3つのタイプの共同利用制度により運営する。

- (1) 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）
- (2) 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）
- (3) 研修会参加型共同利用（研修会共同利用）

ただし、施設及び機器を共同利用する医師は事前に登録するものとする。
（以下「登録医」という。）

3 登録医の遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療機器利用型共同利用を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、病院内担当医等とあらかじめ事前調整をし、地域医療連携室（利用方法については別に定める。）で受付を得て利用する。
- (2) 白衣を着用する。
- (3) 第2の5により発行された「登録医証」を必ず着用する。
- (4) 病院内の諸規則を遵守する。

4 報酬

共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。

5 事故

院内マニュアルを遵守し事故防止に努めることとする。

- (1) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。
- (2) 事故発生時は、マニュアルに従い緊急時の初動体制を実施し、事故報告を行うこととする。

6 情報の持ち出し禁止

いかなる情報に関わらず、許可なく院外に持ち出すことを禁ずる。

第2 医療機関等の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等への参加を除いて施設及び機器の利用に際しては事前に登録をしなければならない。

2 登録名

共同利用制度の利用登録名は、紹介患者診療型共同利用及び医療機器利用型共同利用に際しては医療機関名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関

共同利用制度における各類型ごとの登録できる医療機関の対象は、荘内病院と医療連携を行っている地域等の医療機関とする。

4 登録の申請

(1) 共同利用制度の利用のための登録を行おうとする医療機関は、「共同利用制度登録申請書」(別紙様式1)により病院長に登録申請するものとする。

(2) 病院長が申請内容を審査し、登録を承認した場合は「共同利用制度登録機関名簿」(別紙様式2)に登録医療機関名・登録医師名などを登録して当該医療機関へ通知する。

5 登録医証の発行及び共同利用制度登録確認書の送付

「共同利用制度登録機関名簿」に登録医として登録された医師には「登録医証」を発行するとともに、「共同利用制度登録確認書」(別紙様式3)を送付する。

6 登録有効期間

登録の有効期限は登録日の属する年度の3月31日までとし、特別の事情がない限り次年度以降において毎年更新することができる。

7 登録内容の変更

(1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された登録医を追加するなどその登録内容を変更する場合には、「共同利用制度登録変更申請書」によりその変更を行うものとする。

(2) 変更申請がなされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準じる。

8 登録の辞退

「共同利用制度登録機関名簿」の登録を辞退する医療機関は、病院長に対し文書により辞退の申し出をしなければならない。

9 登録の抹消

以下の場合、登録を抹消する。

(1) 保険医でなくなった場合

(2) 登録医が死亡した場合

(3) 共同利用の継続がしがたい事由が生じた場合

第3 紹介患者診療型共同利用（施設共同利用）

1 紹介患者診療型共同利用の内容

地域等の医療機関から紹介され入院した患者の診療について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、登録医と病院内担当医が共同して当該患者の検査、処置又は患者指導を行い、退院後のかかりつけ医への円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用制度を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用できる時間

当該共同利用をできる時間は、次のとおりとする。

(1) 時間内は、荘内病院地域医療連携室を経由し、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。

(2) 時間外に利用する場合は、時間内に荘内病院地域医療連携室を経由して、病院内担当医と事前調整後に登録医へ報告するものとする。

4 共同利用のための専用病床

当該共同利用のための専用病床として、4階から8階までの各東、西入院棟それぞれに1床の計10床を確保する。

5 共同利用のための事前調整

紹介入院となった患者に対して、当該共同利用を行おうとする登録医は、あらかじめ病院内担当医と事前調整しなければならない。

6 共同利用後の報告

当該共同利用を行った登録医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」（別紙様式4）に必要事項を記入するものとする。

第4 医療機器利用型共同利用（機器共同利用）

1 医療機器利用型共同利用の内容

地域等医療機関が検査目的で紹介する患者について、地域でのかかりつけ医としての立場を尊重しながら、依頼医（登録医であり検査を希望する医師をいう。）と病院内担当医が連携し病院内の医療器械を活用し当該検査を行うもので、検査後のかかりつけ医との円滑な連携に資するとともに、当該患者に対してより良い医療の提供を目指すための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医とする。

3 利用して頂ける時間

当該共同利用を利用できる時間は、病院開院日の時間内とする。

4 対象医療機器

当該共同利用として利用できる医療機器は、次のとおりとする。

- (1) 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)
- (2) コンピュータ断層撮影装置(CT)
- (3) ラジオアイソトープ検査装置(RI)
- (4) その他病院長が認めた医療機器

5 利用方法

利用方法は次の二通りとする。

- (1) 当院の担当医に検査を委ねるとき
- (2) 依頼医が共同で検査を行うとき
 - ① 依頼医は事前に希望する検査予約を行うこととする。
 - ② 共同で行う検査については、荘内病院担当医を責任者とする。
 - ③ 検査を行う際に使用する造影剤や医療機器等の使用料若しくは検査以外に処置等を行ったときの経費等は、荘内病院の負担とする。

6 予約の調整

当該共同利用を行おうとする依頼医は、共同利用を希望する医療機器の検査予約を地域医療連携室を通じて行うものとする。

7 共同利用後の報告

- (1) 当院の放射線科医に検査と読影診断を委ねるとき
荘内病院では、検査依頼票と放射線科医の読影レポートを保存する。
- (2) 依頼医が共同で検査を行うとき
当該共同利用を行った依頼医は、当日の共同利用終了後に「共同診療実施記録」に必要事項を記入するものとする。

第5 研修参加型共同利用（研修会共同利用）

1 研修会参加型共同利用の内容

当院が実施する研修会・研究会を広く地域等の医療従事者に開放するとともに、研修・研究の機会の場を提供し、地域等の医療従事者相互の医療の質の向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

研修会等への参加については、事前に登録は行わないものとする。

3 対象研修会等

当院で地域等の医療従事者に公開することを目的とした研修会・研究会とする。
また、研修会等の広報は、地域等の医療機関に対して随時行うものとする。

4 利用時の手続き

当該共同利用制度による研修会等を利用する地域等の医療従事者は、開催された会の会場受付において参加者名簿に必要事項を記入するものとする。

第6 協 議

共同利用制度を実施するにあたって、必要となる経費等については、関係する団体等と荘内病院が協議してこれを決めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附則

- 2 この要領は、平成21年3月1日から施行する。

登録医療機関名簿

(令和6年3月31日現在)

	医 療 機 関	医 師 名	住 所	主たる診療科	地域医療 支援病院 開設者との 経営上の 関係	共同利用 施設 機器
1	上野ファミリークリニック	上野 欣一	鶴岡市日吉町10-43	整形外科	無	1
2	上野ファミリークリニック	上野 雅仁	鶴岡市日吉町10-43	総合診療科	無	1
3	木根淵医院	木根淵 清志	鶴岡市本町一丁目6-34	皮膚科、泌尿器科	無	1
4	木根淵医院	木根淵 智子	鶴岡市本町一丁目6-34	皮膚科	無	1
5	藤吉内科医院	藤吉 令	鶴岡市山王町14-15	内科	無	1・2
6	すこやかレディースクリニック	斎藤 憲康	鶴岡市東原町19-27	産婦人科、内科、神経科	無	1
7	犬塚医院	犬塚 博	鶴岡市本町二丁目11-15	内科、循環器科	無	1・2
8	佐藤診療所	佐藤 純子	鶴岡市鼠ヶ関乙49	内科	無	1
9	三井病院	三井 卓弥	鶴岡市美咲町28-1	産婦人科	無	1・2
10	三井病院	三井 直弥	鶴岡市美咲町28-1	小児科	無	1・2
11	今立小児科医院	今立 明宏	鶴岡市鳥居町2-30	小児科	無	1・2
12	佐藤診療所	佐藤 洋司	鶴岡市湯温泉甲127-1	内科	無	1・2
13	さくまクリニック	佐久間 豊明	鶴岡市湯田川字中田8-3	内科	無	1・2
14	みやはらクリニック	宮原 信弘	鶴岡市三和町1-53	内科	無	1
15	みやはらクリニック	長島 早苗	鶴岡市三和町1-53	内科	無	1
16	みやはらクリニック	佐藤 孝司	鶴岡市三和町1-53	内科	無	1
17	佐久間医院	佐久間 正幸	鶴岡市西荒屋字川原田98	内科	無	1・2
18	真島医院	真島 吉也	鶴岡市山王町3-29	外科、内科、消化器科	無	1・2
19	鶴岡協立病院	佐藤 満雄	鶴岡市文園町9-34	内科	無	1・2
20	鶴岡協立病院	堀内 隆三	鶴岡市文園町9-34	内科	無	1・2
21	鶴岡協立病院	真家 興隆	鶴岡市文園町9-34	皮膚科	無	2
22	土田内科医院	土田 兼史	鶴岡市板井川字片茎75	内科	無	1・2
23	三浦クリニック	三浦 道治	鶴岡市美咲町27-3	泌尿器科	無	1・2
24	中村内科胃腸科医院	中村 秀幸	鶴岡市新海町14-20	内科、消化器科	無	1・2
25	三原皮膚科	三原 一郎	鶴岡市錦町17-3	皮膚科	無	1
26	美咲クリニック	今野 俊幸	鶴岡市美咲町25-5	整形外科	無	1・2
27	菊地内科クリニック	菊地 直人	鶴岡市東原町25-51	内科	無	1・2
28	いとうクリニック	伊藤 享子	鶴岡市日出一丁目17-8	耳鼻咽喉科	無	1・2
29	いとうクリニック	伊藤 末志	鶴岡市日出一丁目17-8	小児科	無	1・2
30	こばやしクリニック	小林 洋	鶴岡市藤浪四丁目111-2	内科、外科、皮膚科、アレルギー科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション科	無	1
31	佐藤医院	佐藤 邦彦	鶴岡市羽黒町野荒町字街道上6-2	内科	無	1・2
32	わだ内科医院	和田 了	鶴岡市下川字七窪2-1198	内科、循環器科、呼吸器科、アレルギー科、小児科	無	1・2
33	鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良	鶴岡市上山添字神明前38	リハビリテーション科	無	1・2
34	須田内科クリニック	須田 克幸	鶴岡市宝田一丁目9-86	内科	無	1・2
35	たんぼぼクリニック	齋藤 高志	鶴岡市日枝字鳥居上43-1	産婦人科	無	1・2
36	石橋内科胃腸科医院	石橋 学	鶴岡市藤島字笹花48-15	内科、胃腸科	無	1・2
37	石橋内科胃腸科医院	石橋 朗	鶴岡市藤島字笹花48-15	内科、胃腸科	無	1・2
38	滝沢眼科	滝沢 元	鶴岡市本町三丁目7-65	眼科	無	1・2
39	宝田整形外科クリニック	阿部 周一	鶴岡市宝田一丁目9-80	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	無	1・2
40	おぎわら医院	荻原 学	鶴岡市切添町21-2	整形外科	無	1・2
41	湯田川温泉リハビリテーション病院	加藤 知邦	鶴岡市湯田川字中田35-10	内科	有	1・2

登録医療機関名簿

(令和6年3月31日現在)

42	湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫	鶴岡市湯田川字中田35-10	脳神経外科	有	1・2
43	はらだこども医院	原田 和佳	鶴岡市西新斎町3-7	小児科	無	1・2
44	満天クリニック	阿部 寛政	鶴岡市のぞみ町5-17	心臓血管内科、内科、 血管外科、胸部外科	無	1・2
45	よこやま皮膚科医院	横山 靖	鶴岡市美咲町25-12	皮膚科	無	1
46	諸橋医院 いずみまちクリニック	諸橋 政人	鶴岡市泉町8-66	整形外科	無	1・2
47	斎藤内科医院	斎藤 純夫	鶴岡市本町二丁目6-30	内科、消化器科	無	1
48	さとう整形外科クリニック	佐藤 慎二	鶴岡市城北町26-10	整形外科、リハビリテーション科	無	2
49	成澤医院	成澤 辰男	庄内町清川字腹巻野45-1	内科	無	2
50	ふみぞの歯科・矯正歯科	荻原 聡	鶴岡市文園町3-6	矯正歯科、小児歯科	無	1・2
51	局山堂山蔦歯科医院	山蔦 知史	庄内町余目字三人谷地17	歯科	無	1・2
52	毛呂歯科医院	毛呂 光一	鶴岡市泉町8-14	一般歯科、口腔外科、小児歯科	無	1・2
53	迎田歯科医院	迎田 健	鶴岡市本町二丁目14-25	歯科、小児歯科	無	1
54	五十嵐歯科医院	五十嵐 靖	鶴岡市陸町17-5	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、 歯科口腔外科	無	1・2
55	鼠ヶ関番場歯科医院	番場 一郎	鶴岡市鼠ヶ関乙136-3	歯科	無	1・2
56	歯科黒谷クリニック	黒谷 知子	鶴岡市上畑町5-27	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、 歯科口腔外科	無	1・2
57	歯科家中新町クリニック	阿部 真裕	鶴岡市家中新町15-39	一般歯科、小児歯科、矯正歯科、	無	1
58	いのこファミリー歯科医院	中村 あい	三川町猪子大堰端331-8	歯科、小児歯科、歯科口腔外科、	無	1・2
59	大平歯科医院	大平 敦郎	鶴岡市三瀬宮ノ前18-2	歯科、歯科口腔外科	無	1
60	茅原クリニック	尾形 直人	鶴岡市茅原町26-23	内科、外科	無	2
61	茅原クリニック	菅原 真樹	鶴岡市茅原町26-23	内科、消化器内科	無	1・2
62	清野歯科医院	清野 肇	鶴岡市陸町6-11	歯科一般、小児歯科	無	1・2
63	三川歯科	佐藤 完治	三川町横山字袖東2-1	歯科	無	1・2
64	ふじしま歯科医院	綾田 健太郎	鶴岡市藤浪4丁目103-6	歯科・小児歯科・矯正歯科	無	1・2
65	池田内科医院	渡邊 清	鶴岡市本町三丁目17番17号	内科・内分泌・代謝科	無	1・2
66	池田内科医院	渡邊 秀平	鶴岡市本町三丁目17番17号	内科・消化器科	無	1・2
67	池田内科医院	北楯 祥子	鶴岡市本町三丁目17番17号	内科・呼吸器科	無	1・2
68	桂医院	佐久間 和弘	鶴岡市桂荒俣字下桂105-2	内科	無	1・2
69	マエストロデンタルクリニック	水沼 一昭	三川町猪子字和田庫128-1	歯科	無	1・2
70	みどり町澤田歯科医院	澤田 正佐子	鶴岡市みどり町32-58	歯科	無	1・2
71	なごみクリニック	伊藤 俊	鶴岡市桜新町13-3	心療内科・精神科	無	1・2
72	庄南クリニック	長畑 守雄	鶴岡市美咲町24-8	内科・放射線診断科	無	2
73	ましま内科クリニック	真島 佑介	鶴岡市ほなみ町7-11	内科	無	1・2
74	ほんま歯科クリニック	本間 済	鶴岡市羽黒町押口字川端42-39	歯科	無	1・2
75	富樫歯科医院	富樫 正樹	鶴岡市大山三丁目10-6	歯科	無	1・2
76	耳鼻咽喉科たからだクリニック	鈴木 豊	鶴岡市茅原草見鶴29-4	耳鼻咽喉科	無	1・2
77	ふみぞの歯科・矯正歯科	荻原 敬	鶴岡市文園町3-6	矯正歯科、小児歯科、口腔外科	無	1・2
78	福原医院	福原 晶子	鶴岡市本町二丁目2-45	眼科	無	1
79	奥山歯科診療所	飯淵 義晃	庄内町狩川字楯下114-1	歯科	無	1
80	大沼歯科医院	大沼 斉	鶴岡市切添町22-56	歯科	無	1
81	武田歯科医院	武田 洋一	鶴岡市茅原町28-15	歯科	無	1
82	武田歯科医院	竹屋 静枝	鶴岡市茅原町28-15	歯科	無	1
83	佐藤歯科診療所	中村 公俊	鶴岡市羽黒町野荒町字水上30-2	歯科	無	1
84	みずか歯科医院	和田 瑞可	鶴岡市下川字七窪2-1199	歯科、小児歯科	無	1
85	桜井歯科医院	桜井 尚	鶴岡市大山二丁目19-11	歯科	無	1
86	中目内科胃腸科医院	中目 哲平	鶴岡市昭和町10-5	内科、消化器内科	無	1

(様式例第15) 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

別紙のとおり

2 研修の実績 (令和実績 別紙のとおり)

(1) 地域の医療従事者への実施回数	・パス関係研修会 : 19回 院内 168名 院外299名 計467名 ・緩和ケア関係研修会 : 22回 院内 147名 院外 913名 計1060名 ・救急教育研修 : 1回 院内18名 院外3名 計21名 ・各科症例検討会 : 19回 院内121名 院外 67名 計188名
(2) (1) の合計研修者数	1,736名 (院外 1,282名 院内 454名)

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- ア 研修プログラムの有無 ☒ 有・☐ 無
イ 研修委員会設置の有無 ☒ 有・☐ 無
ウ 研修指導者 (別紙のとおり)

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

鶴岡市立荘内病院 教育研修研究委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会を、鶴岡市立荘内病院教育研修研究会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、荘内病院及び地域医療機関等に勤務する職員等（以下、「職員等」という。）の資質の向上に努め、それぞれの職場において広くその能力を発揮できるように育成することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会の委員は、院長が指名する下記医院で構成する。ただし、委員の任期は定めない。

- | | |
|----------------|----|
| (1) 医師代表 | 3名 |
| (2) 看護師代表 | 2名 |
| (3) コ・メディカル代表 | 2名 |
| (4) 図書管理委員会委員長 | 1名 |
| (5) 地域医療連携室 | 1名 |

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副院長1名を置く。

2 委員長は病院長が委託する。

3 副委員長は委員長が指名し、委員会で承認する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、第2条に規定する目的達成のため、次の各項に掲げる業務を行う。

- (1) 各専門委員会から提出される年間の研修研究計画の統括
- (2) 当院職員並びに地域における医療機関等の従事者を対象とした講演会・勉強会等の企画及び運営
- (3) その他職員等の資質向上又は育成のために必要な事項

(委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集開催する。

(委員会の成立要件)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ医師及び看護師並びにコ・メディカルの各部門に専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の構成及び運営その他必要な事項は別に定める。

(事務局)

第9条 委員会に関する事務局は、総務課に置く。

附 則

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要（主な設備）
講義室	210.00 ㎡	机（30台）、イス（200脚）、ビデオデッキ、カセットデッキ、CDプレイヤー、DVDプレイヤー、ビデオプロジェクター、電動スクリーン、電動カーテン、マイク、レーザーポインター、演台、移動式ステージ、ホワイトボード、パソコン、ピアノ
研究室 301・302	64.14 ㎡	机（10台）、イス（30脚）、パソコン3台、プリンター2台、高精細モニター
201会議室	60.70 ㎡	机（12台）、イス（36脚）、移動用スクリーン、ホワイトボード、パソコン1台
202会議室	29.95 ㎡	机（8台）、イス（24脚）、ホワイトボード

令和5年度 地域医療連携のための研究会・講演会 開催実績一覧

No.	実施日	研修内容	対象者	院内	院外	合計
1	4月26日	第1回 鶴岡・田川3病院地域包括ケアパス協議会	当院職員及び地域医療連携担当者	11	9	20
2	4月11日	第1回 脳卒中個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	10	8	18
3	4月11日	第1回 大腿骨個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	6	16	22
4	5月9日	第1回 庄内南部地域連携パス推進協議会全大会	当院職員及び地域医療連携担当者	28	43	71
5	5月9日	第2回 脳卒中個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	11	18	29
6	6月13日	第2回 大腿骨個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	5	16	21
7	7月11日	第3回 脳卒中個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	5	9	14
8	8月31日	がんパス個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	3	4	7
9	10月26日	第1回 鶴岡・田川3病院地域包括ケアパス 実務者会議	当院職員及び地域医療連携担当者	4	9	13
10	10月31日	第4回 脳卒中個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	5	11	16
11	10月31日	第2回 庄内南部地域連携パス推進協議会全大会	当院職員及び地域医療連携担当者	12	23	35
12	11月10・11	第23回 日本クリニカルパス学会学術集会	当院職員	3	0	3
13	11月14日	第3回 大腿骨個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	5	18	23
14	11月29日	第2回 鶴岡・田川3病院地域包括ケアパス協議会	当院職員及び地域医療連携担当者	10	9	19
15	R6年2月13日	第3回 庄内南部地域連携パス推進協議会全大会	当院職員及び地域医療連携担当者	16	20	36
16	R6年2月15日	鶴岡・田川3病院地域包括ケアパス協議会 介護・福祉施設等への説明会	当院職員及び地域医療連携担当者	6	44	50
17	R6年2月26日	第2回 鶴岡・田川3病院地域包括ケアパス 実務者会議	当院職員及び地域医療連携担当者	3	8	11
18	R6年3月12日	第4回 庄内南部地域連携パス推進協議会全大会	当院職員及び地域医療連携担当者	21	20	41
19	R6年3月12日	第4回 大腿骨個別パス委員会	当院職員及び地域医療連携担当者	4	14	18

令和5年度 緩和ケア関係研修会

NO	実施日			研修内容	対象	院内	院外	合計
1	4月	12(水)	第1回地域緩和ケア症例検討会	「進行肺癌・統合失調症の症例」発表：訪問看護師	医療、介護 福祉従事者	10	24	34
2	5月	10(水)	第2回地域緩和ケア症例検討会	「S状結腸癌エンドステージの症例」発表：病院看護師	医療、介護 福祉従事者	8	25	33
3	6月	5(火)	第1回緩和ケアを学ぼう会	「『最後は自宅で過ごしたい』を叶える事が出来た事例」 発表：ケアマネジャー 「なの花荘での看取り介護」発表：特別養護老人ホーム職員 「多職種で支えるアドバンス・ケア・プランニング」 講師：老人保険施設嘱託医師	介護支援職員 福祉職員他 興味のある方	20	64	84
4		14(水)	第3回地域緩和ケア症例検討会	「原発不明癌、左頸部・鎖骨上・腋窩リンパ節転移の症例」 発表：有料老人ホーム職員	医療、介護 福祉従事者	5	20	25
5		21(水)	第1回緩和ケアスキルアップ研修会	OA「入れ歯の手入れ」発表：歯科医師 「働いている時災害がおきたら」講師：病院看護師	多職種	15	36	51
6	7月	12(水)	第4回地域緩和ケア症例検討会	「胃体部癌の症例」発表：病院看護師	医療、介護 福祉従事者	6	26	32
7	9月	4(月)	第2回緩和ケアを学ぼう会	「ALSの方への緩和ケアの視点を取り入れたリハビリの取り組み」 発表：理学療法士 「看取りケアの事例」発表：特別養護老人ホーム 介護福祉士 「終末期に起こる症状-評価から患者・家族ケアまで-」 講師：緩和ケア認定看護師	介護支援職員 福祉職員他 興味のある方	18	60	78
8		13(水)	第5回地域緩和ケア症例検討会	「S状結腸癌、人工肛門造設、卵巢転移、抑うつ、不眠症の症例」 発表：病院看護師	医療、介護 福祉従事者	5	30	35
9	10月	11(水)	第6回地域緩和ケア症例検討会	「腸閉塞、腰部脊柱管狭窄症、慢性胃炎、認知症の症例」 発表：調剤薬局薬剤師	医療、介護 福祉従事者	6	23	29
10		16(月)	出張緩和ケア研修会	「終末期に起きる症状～評価からケアまで」 講師：緩和ケア認定看護師 場所：リハビリ病院	医療、介護 福祉従事者		60	60
11		18(水)	第2回緩和ケアスキルアップ研修会	OA「MRONJ（薬剤関連顎骨壊死）予防にむけた医歯薬連携の取り組みについて」発表：病院歯科医師 「エビデンス×経験×法律で語る『死亡診断・看取りの作法』」講師：緩和ケア医師	多職種	10	67	77
12	11月	8(水)	第7回地域緩和ケア症例検討会	「直腸癌末期、S状結腸癌末期、腹膜播種の症例」 発表：訪問看護師	医療、介護 福祉従事者	5	45	50
13		25(土)	第16回緩和ケア市民公開講座	講演「僕は、死なない。神様降参です～すべてを手放したとき、その軌跡は起きた～」刀根 健 氏	一般市民			216
14	12月	2(土) 3(日)	ELNEC-Jinしょうない2023	コアカリキュラム看護師教育プログラム	看護師	3	12	15

15	12月	13(水)	第8回地域緩和ケア症例検討会	「胆管癌、脳転移の症例」発表：病院看護師	医療、介護 福祉従事者	5	34	39
16		20(水)	出張緩和ケア研修会	「看取り期の患者・家族へのケア」講師：緩和ケア認定看護師 場所：養護老人ホーム・特別養護老人ホーム	医療、介護 福祉従事者	0	30	30
17	1月	10(水)	第9回地域緩和ケア症例検討会	「膀胱側壁部膀胱癌、せん妄、尿道口痛の症例」 発表：病院看護師	医療、介護 福祉従事者	6	20	26
18	2月	14(水)	第10回地域緩和ケア症例検討会	「多発性骨髄腫の症例」発表：訪問看護師	医療、介護 福祉従事者	5	26	31
19		21(水)	第3回緩和ケアスキルアップ研修会	OA「荘内病院がん相談支援センター」発表：病院看護師 「結構役立つ口腔ケア 多職種連携がカギ」発表：歯科口腔外科医	医療、介護 福祉従事者	10	29	39
20	3月	13(水)	第11回地域緩和ケア症例検討会	「子宮頸癌、転移性骨腫瘍の症例」発表：訪問看護師	医療、介護 福祉従事者	5	46	51
21		24(月)	第3回緩和ケアを学ぼう会	「痛みに耐えながらも自宅での最後を希望した事例」発表：ケアマネジャー 「もしばなゲームTM」講師：病院医師	介護支援職員 福祉職員他 興味のある方	5	20	25

令和5年度 救急教育研修会

No.	内容	対象者	院内	院外	合計
1	ICLS 研修会 令和5年11月18日(土)開催	院内職員	18	3	21
		合計			

令和5年度 医師 各科症例検討会・研修会

No.	科	開催日程	対象者	院内	院外	合計
1	整形外科	症例検討会 定期(毎月第2月曜日) 毎回10人の出席	当院医師及び地域の医師等	72	48	120
2	小児科	研修会・勉強会 不定期(年4回)	当院医師及び地域の医師等	40	20	60
3	歯科口腔外科	症例検討会 不定期(年3回)	当院医師及び地域の医師等	9	3	12
5			当院医師及び地域の医師等			
			合計	121	71	192

(様式例第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	院長 鈴木 聡
管理担当者氏名	各担当部署

		保管場所	分 類 方 法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		カルテ庫	年度ごと、患者ごとに保管管理
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	地域医療連携室	年度ごと保管管理
	救急医療の提供の実績	救急センター	PDF等での管理
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	研修会を実施した各委員会又は部署毎	各委員会又は部署毎に保管管理
	閲覧実績	地域医療連携室	
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	医事課	月別及び診療科ごとに保管管理

(注)「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式例第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	副院長兼地域医療連携室長 五十嵐 裕一
閲覧担当者氏名	地域医療連携室 [REDACTED]
閲覧の求めに応じる場所	地域医療連携室
閲覧の手続の概要	
鶴岡市立荘内病院に患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地方公共団体から諸記録の閲覧を求められた時は、「地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取り扱い規程」に基づき対応する。なお対応は地域医療連携室で行う。 【手続き】 ① 「閲覧申出書」により閲覧を申し出る。 ② 閲覧の取り扱いは月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始休日を除く）までの午前9時から午後4時までとする。 ③ 閲覧場所は、地域医療連携室で行う。	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱い規定

1. 趣 旨

この規程は、医療法（昭和 24 年法律第 67 号）第 16 条の 2 第 5 号に規定する地域医療支援病院が閲覧に供する諸記録の閲覧の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 閲覧できる者

諸記録を閲覧できる者は、法令の規定に従い次の者とする。

- (1) 鶴岡市立荘内病院（地域医療支援病院）に患者を紹介しようとする医師
- (2) 鶴岡市立荘内病院（地域医療支援病院）に患者を紹介しようとする歯科医師
- (3) 地方公共団体（医療法第 16 条の 2 第 5 号及び医療法施行規則第 9 条の 17）

3. 閲覧できる諸記録

閲覧できる諸記録は、法令の規定に従い次の実績を明らかにする諸記録とする。

- (1) 共同利用の実績
- (2) 救急医療の提供の実績
- (3) 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- (4) 閲覧実績
- (5) 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

4. 閲覧の手続

- (1) 諸記録を閲覧しようとする者は「閲覧申出書」により閲覧を申し出るものとする。
- (2) 閲覧の取扱いは、月曜日から金曜日（国民の祝日及び休日並びに年末年始休日を除く。）までの午前 9 時から午後 4 時までとする。

5. 閲覧の場所及び事務担当

- (1) 閲覧場所は、地域医療連携室とする。
- (2) 閲覧に関する事務は、地域医療連携室が担当する。

この規程は、平成 17 年 1 月 25 日から施行する。

閱 覧 申 出 書

平成 年 月 日

鶴岡市立荘内病院

院長 様

申出人	住 所	
	医療機関名	
	氏 名	印
	電話番号	— —

地域医療支援病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧についての取扱規定に基づき、
下記により病院の診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を申し出ます。

記

閲覧を希望する記録
☐ 共同利用の実績
☐ 救急医療の提供の実績
☐ 地域等の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
☐ 閲覧実績
☐ 紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績
備 考

(様式例第18) 委員会の開催の実績

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要について前年度のものを記載すること

委員会の開催回数 4回

委員会における議論の概要

令和5年度

第1回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 令和5年6月20日(火) 午後7時～

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席人数 19名(委員:14名 事務局:5名)

報告と協議事項

① 令和4年度の地域医療連携室実績報告について

FAX紹介件数、Net4U実績、ちょうかいネット利用状況、紹介率と逆紹介
地域連携パス運用実績、地域医療連携室相談件数、専門外来
入院サポートセンターの利用状況

第2回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 令和5年9月19日(火) 午後7時～

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席人数 20名(委員:15名 事務局:5名)

報告と協議事項

① 荘内病院への要望について

② 鶴岡田川3病院地域包括ケアパスについて

③ 山形県がん診療連携推進協議会での活動について

④ 「がん相談外来」実績報告について

⑤ 診療科紹介「漢方内科」

第3回 合同懇談会(地域医療連携推進協議・鶴岡地区医師会・登録医

・荘内病院医師・看護師)

開催日 令和5年12月19日(火) 午後7時～

会場 第一ホテル鶴岡 鳳凰の間

出席人数 95(68)名(委員:13(11)名、医師会・登録医:23(13)名

荘内病院医師:20(17)名 鶴岡地区薬剤師会:12(9)名

看護師・コメディカル:17(10)名、事務局:10(8)名

※()内は、第二部の出席者

〈第一部 話題提供〉

・第一題 「当院腹腔鏡手術の現状と展望」

鶴岡市立荘内病院 産科主任医長兼婦人科医長 矢野 亮 氏

・第二題 「当院における骨粗鬆症治療の現状と課題」

鶴岡市立荘内病院 整形外科副主任医長 土屋 潤平 氏

・第三題 「MRONJ(薬剤関連顎骨壊死) 予防に向けた医歯薬連携の取り組み
について」

鶴岡市立荘内病院 歯科口腔外科副主任医長 武石 越郎 氏

〈第二部 懇親会〉

第4回 鶴岡市立荘内病院 地域医療連携推進協議会

開催日 令和6年3月19日（火）午後7時～

会場 鶴岡市立荘内病院 3階 講堂

出席者人数 16名（委員：12名 事務局：4名）

報告と協議事項

- ① 「当院の病床再編について」
- ② 「鶴岡・田川3病院地域呆けるケアパスの新たな展開」
- ③ 「能登半島地震における荘内秒んのDMATの活動報告について」

（様式例第19） 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他（各病棟・外来）
主として患者相談を行った者 （複数回答可）	
患者相談件数	1,397件
患者相談の概要	
別紙のとおり 【講じた対策】 ・患者を取り巻く諸問題が多様化、複雑化（高齢者世帯、親族との関係疎遠者の増）し地域医療連携がさらに重要となっており、多職種との信頼関係の構築に努めた。 ・退院後に必要な在宅サービスを速やかに導入するため、退院前にカンファレンスを開催し、病院スタッフと患者、家族を交えての現状確認、課題、退院後のサービス等を話し合った。	

（注） 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類（任意）

1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有
・評価を行った機関名、評価を受けた時期 【機関名】公益財団法人日本医療機能評価機構 【時 期】2007年1月22日、2012年4月6日、2016年12月21日、2021年12月24日	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有
・情報発信の方法、内容等の概要 ホームページでの紹介、 紹介DVDの作成、 広報誌「地域医療連携室たより」「黎明」を発行し、患者、地域住民、医療関係者に 地域医療機関との連携及び役割分担について情報発信している。	

3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有
(退院調整部門の概要) 退院後の様々な生活ニーズ、課題を持つ患者・家族に対して、安心して療養生活が送れる ようにソーシャルワーカーと看護師が協力して退院調整を行っている。 (調整内容) 施設入所、転院の場合：施設、転院先の情報提供と申請手続きの説明、施設、転院先との 情報提供・情報交換 在宅療養：診療所、訪問看護、ケアマネジャーへの情報提供と情報交換 入院棟看護師との連携と退院支援指導 家族関係、介護者の問題、生活上の問題等：福祉課、地域包括支援センター等 との連携	

4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有
〈策定した地域連携クリティカルパスの種類・内容〉 大腿骨近位部骨折・脳卒中・糖尿病・5大がん・急性心筋梗塞・肺炎・尿路感染症 〈地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み〉 庄内南部地域連携パス推進協議会を設立し、地元医師会と連携しながら運営している。 月1回の定例会の他、疾患ごとの部会も開催している。	